

令和 8 年度 富士市総合防災訓練 実施要領

1 目 的

大規模地震が発生したことを想定し、災害応急対策の実効性を検証するとともに、市民、自主防災会、市、県、防災関係機関、事業所等が統一的に訓練を実施することで、組織間の相互連携を確認する。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という認識のもと、市民一人ひとりが「自ら何をすべきか」を考え、地震災害に対して事前の備えができるよう、知識や行動力の向上を図ることを目的とする。

2 実 施 日

令和 8 年 9 月 1 日（火）「防災の日」

※ 9 月 1 日に実施が困難な組織は、防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）内に実施する。

3 設 定 時 刻

時 刻	内 容	備 考
8 時 29 分	緊急地震速報による警戒放送	同報無線放送有り
8 時 30 分	地震発生	
8 時 33 分	大津波警報発表（避難指示発令）	
11 時 30 分	市長講評	
12 時 00 分	訓練終了	※自主防災会等は 11 時 30 分終了

4 参 加 機 関

市、県、国、防災関係機関、自主防災会、事業所、医療機関、社会福祉施設、教育施設等

5 訓 練 想 定

駿河湾から日向灘にかけて、南海トラフ沿いを震源に、マグニチュード 9.0 の巨大地震が発生した。富士市では、地震発生直後に強い縦揺れが起こり、続いて大きく激しい横揺れが 4 分間継続し、「震度 6 強」を記録した。また、沿岸部には地震発生後 15 分で、津波の最大波が到達し、津波避難対象区域には、浸水被害が発生した。

その他、被害想定の詳細は、静岡県第 4 次地震被害想定（レベル 2（震源モデル東側ケース））による。

【参考】富士市防災マップ

6 訓練の重点項目

各実施主体は、起こり得る被害を具体的に想定して、別紙「実施主体別訓練事例一覧」を参考に、防災訓練を企画・実施する。なお、訓練重点項目は以下のとおりとする。

(1) 自主防災会

① 市災害対策本部への情報伝達の流れの確認

地区まちづくりセンターへ、災害応急対策実施状況通報書（第2号様式）を使った通報訓練を実施するとともに、被害状況の収集・伝達手順を確認する。

② 男女の役割を固定しない訓練の実施

性別によって役割を固定せず、女性が防災訓練で活躍できるよう、訓練内容の検討段階から女性の意見を取り入れ、男女共に参画する訓練を実施する。

③ 避難行動要支援者の安否確認、支援方法の検討

各町内会長・区長へ配布している避難行動要支援者が記載された「同意者名簿」を参考に、避難行動要支援者の避難・誘導訓練や声かけなどを実施し、地域全体で支援体制の確立を図る。

(2) 事業所等

① 情報収集・伝達及び報告訓練

災害関係情報の収集・伝達訓練を実施し、それぞれの計画（マニュアル）に従い、被害状況の収集伝達手順を確認する。

従業員や利用者の安全確保や帰宅する際の危険回避・注意事項の確認をする。

② 協定等に基づく訓練

災害時応援協定等に基づいた支援要請等の手続きの確認、物資等の受け渡し方法など具体的な手順等の実効性の検証・強化を図る。

7 訓練の評価

防災訓練は継続性をもって、繰返し行うことが重要であると同時に、実施結果を検証し、訓練内容の充実及び防災対策の改善につなげることも求められる。

このため、訓練終了後には、関係者の意見交換等を通じ、訓練の分析・評価を実施し、訓練方法・防災マニュアル（計画）の見直し等を行うことで、防災対策の実効性を高める必要がある。

8 訓練の変更、中止の決定

異常気象等に対しては、訓練参加者の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応し、原則として次のとおりとする。

異常気象など現象	中止を 判断する者	市で行う訓練で中止する 訓練内容	自主防災会で行う訓練 で中止する訓練内容
南海トラフ地震臨時情報が発表	市	すべての訓練を中止	
静岡県沿岸に津波警報・大津波警報が発表			
市内で震度 5 弱以上の地震が発生			
富士市に大雨、土砂災害、暴風の警報が発表			
富士山の噴火警戒レベル引き上げ			
静岡県沿岸に津波注意報が発表	市・ 訓練責任者	津波避難対象区域内での訓練中止	
市内で突発的な大雨、落雷、強風、震度 4 の地震による被害発生		被害発生地区の 情報収集伝達訓練中止	訓練責任者の判断で 状況により変更・中止

※訓練を中止する場合は、市ウェブサイト等で周知